

職業人教育の意義



消防大学校長 **三好 勝則**

職業人を対象とする教育のあり方が変わりつつある。

古代マケドニア王の教育も受け持ったアリストテレスは、「全て人間は、生まれつき知ることを欲する」と表した。子供が「知る」方法は、二つあると言われる。ひとつは発見である。身の回りにあるものは、何にでも興味を持つ。見て、触って、動かしてその正体を確かめようとする。もう一つは、他人の真似をする方法である。学(まなぶ)の語源は「まねぶ」であり、真似て習うことを意味する。創造性が最も重視される芸術家も、模写は若き日の修業時代における大きな要素である。

教育はこの二つを組み合わせていく。先ず始めに理論や先例を教わる。次に、与えられたテーマ又は身の回りの出来事の中から、対応すべき課題を見いだす。そして、自らの立場において最善となる解決方法を考案して実践し、体得する。このようにして生活や仕事に必要な知識・技術と能力を身につけていく。アリストテレスは、習慣づけによって、知性だけでない本性的な活動を現実化することを目指すべきであると主張している。

かつて日本の多くの職場では、現実に発生する課題への対応方策は、職務を通じて覚えるものと考えられていた。先輩から動作を仕込まれる。一方、教育機関では、理論や事例を教えることに重点が置かれてきた。ややもすると実務に直結しないと敬遠されることさえあった。日本社会を支えてきた組織のあり方が変容していることに合わせ、教育も改めて見直されている。高等教育機関である大学では、MBAなどの専門職大学院が平成15年度に制度化された。その特徴は理論と実務の融合による専門高度な職業人の育成である。

職業別教育機関においても同様の改革が行われている。平成14年に全国消防学校長会が各消防学校に行ったアンケート調査では、消防学校における教育訓練(特に初任教育)について、消防本部での現地研修と合わせ行うことを肯定する意見が多く寄せられた。また、幹部職員に対して時代の変化に対応できる教育を充実させたいとの声があった。より多くの消防職員・団員が、それぞれの段階に応じた教育訓練を専門機関で受けられるようにとの要請である。

消防大学校では、教育訓練計画を平成18年度から大きく変更した。改革の柱は、学科再編による幹部教育の拡充と実践的な教育の充実である。消防司令の階級にある職員に幹部として必要となる総合的な教育訓練を行う幹部科を新設した。今年度開発するeラーニングシステムによる事前学習を導入することにより、集合教育の期間を短縮して、年間の受け入れ人数を増やし、能力の高い消防幹部が組織の中核となるように企図している。また、全ての学科、コースにおいて、できるだけ実技や課題討議などを取り入れ、活動理論を具体化する。特に、緊急消防援助隊の応援・受援能力の向上は急務であり、この点に意を用いている。

現実に起きる課題は一樣でない。素早い現状把握と判断が要求される消防機関にとって、起こりうる可能性を予測して備えておくことは不可欠である。そのためには、洞察できる理論と繰り返しの訓練を身につける教育の機会が、従来にも増して重要性が高まっている。消防組織法に明記された教育訓練機関が、その役割を果たせるよう理解と協力をお願いしたい。

消防の動き



平成18年
7月号

No.424

- 消防組織法の一部を改正する法律の概説
- 平成18年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定
- 「救急業務高度化推進検討会」の設置について

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防組織法の一部を改正する法律の概説

消防・救急課

1 改正法案の経過

消防庁においては、昨年来市町村の消防の広域化の推進について議論してきたところですが、「今後の消防体制のあり方について（中間報告）～消防の広域化を中心として～」(平成18年1月 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会)及び「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」(平成18年2月1日 消防審議会)を踏まえて、第164回国会(平成18年通常国会)に「消防組織法の一部を改正する法律案」(閣法第87号)を提出しました。

同法案については、平成18年4月11日に参議院総務委員会において審議、同日、賛成多数により可決、翌日12日に参議院本会議で同じく可決し、続いて6月1日に衆議院総務委員会において審議、同日、賛成多数により可決、6月6日に衆議院本会議で同じく可決、成立しました。

改正法については、6月14日に公布され、同日から施行されました(平成18年法律第64号)。

2 改正後の消防組織法の内容

改正後の消防組織法においては、新章として「第4章 市町村の消防の広域化」が追加されました。(なお、旧「第4章 雑則」は、「第5章 各機関相互間の関係等」と章名を改めたうえで移行。)以下、第4章の内容を中心に概説します。

(1) 市町村の消防の広域化の理念及び定義(第31条)

まず、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならないとされました。すなわち、広域化は、あくまで消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化を目指すものであり、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならないということです。

なお、消防署所の設置については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)にもとづき市街地の人口規模等によっているため、市街地が変化しない限り、広域化が行われたとしても、基本的には署所の数は減少しないと考えられます。

また、市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとする」と定義されました。具体的には、消防事務を共同処理する組合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること、消防事務を委託することが考えられます。

なお、消防団については、市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従前どおり各市町村単位での設置を基本としています。

(2) 基本指針の策定(第32条)

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下

「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする(第1項)。

基本指針においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 後述する推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する基準
- ④ 推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

について定めるものとする(第2項)。

(3) 推進計画の策定(第33条)

都道府県は、基本指針にもとづき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする(第1項)。

推進計画においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
- ④ ③の組合せにもとづき自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

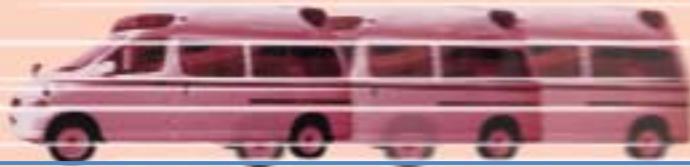
について定めるものとする(第2項)。

また、都道府県は、推進計画の策定又は変更の際には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされました(第3項)。

(4) 都道府県知事による関与等(第33条)

広域化については、消防事務を処理する主体である市町村における取組みが重要であることはもちろんですが、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県において、市町村相互間の調整等に積極的な役割を果たすことも必要です。そのため、第33条においては、広域化に関する都道府県知事の関与等について以下のとおり定められました。

第一に、都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村の消防の広域化について、市町村相互間における必要な調整を行うものとする(第4項)。



第二に、都道府県知事が、第38条の規定により、広域化対象市町村に対し、広域化に関する協議の推進に関し、必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告にもとづいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならないとされました（第5項）。これにより、広域化に関する都道府県知事の勧告について実効性の確保が図られています。

第三に、都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされました（第6項）。

（5）広域消防運営計画の作成等（第34条）

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成するものとするとされました（第1項）。

広域消防運営計画においては、おおむね

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

について定めるものとするとされました。（第2項）

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）の特例として、広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため同法第252条の2第1項の規定により協議会を設ける場合には、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができるとされました（第3項）。

（6）国の援助及び地方債の配慮（第35条）

都道府県知事による市町村に対する援助と同様に、国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとするものとされました（第1項）。

また、広域化対象市町村が推進計画に定める組合せにもとづき広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとするものとされました（第2項）。

（7）その他

都道府県知事が行う勧告、指導又は助言について、都道府県知事は必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができるとされました（第38条関係）。

また、今般新たな章を追加するという改正が行われることと併せ、消防組織法の全条文にわたって、見出し及び項番号が付され、表現の適正化が行われ、枝番号の整理が行われました。

さらに、消防組織法の昭和22年制定当初の附則（改正前の附則第27条から附則第35条まで）についても整理が行われ、現在実質的な意味を有しなくなった条文については削られました。

なお、改正前の消防組織法第26条の3は、同法附則第34条の反対解釈を避けるために置かれていたものであったことから、同条を削ることと併せて削られました。したがって、消防の事務を処理する組合について、今後は一般法である地方自治法

第292条の規定が適用され、市の加入するものにあつては市に関する規定、町村のみの加入するものにあつては町村に関する規定を準用することとなりますが、実態としては特段の差異はありません。

さらに、経過措置として、改正法の施行の日（平成18年6月14日）現在において、消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）に適合する消防長の階級を定めている広域化対象市町村が、推進計画に定める組合せにもとづいて広域化を行った場合には、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、第16条第2項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができるとされました。

改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義（第31条）

- ・ 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。
- ・ 定義 2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針（第32条）

- ・ 消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項
- ・ 広域化後の消防本部の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画（第33条）

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を策定
- ・ 広域化対象市町村の組合せ
- ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項・防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」（第34条）

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
- ・ 消防本部の位置及び名称
- ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮（第35条）

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せにもとづき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- ・ 施行期日：公布の日〔平成18年6月14日〕
- ・ 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。
- ・ その他条文の整理等を行う。

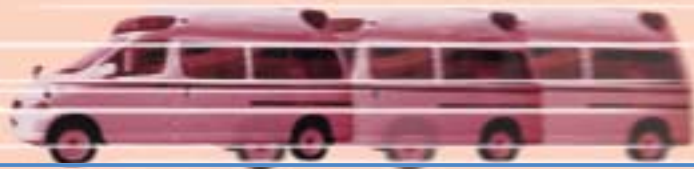
3 おわりに

今後消防庁においては、第32条第1項にもとづき基本指針の策定に向けた検討を行う予定です。



消防組織法改正内容一覧表

新章	旧	新	見出し	改正内容
第1章	総則	総則	—	—
	第1条	第1条	消防の任務	「因る」→「よる」、「以て、その」を削る。
第2章	国家機関	国の行政機関	—	—
	第2条	第2条	消防庁	—
	第3条	第3条	消防庁長官	—
	第4条	第4条	消防庁の任務及び所掌事務	「以下第十八条の二」→「第二十九条」
	第5条	第5条	教育訓練機関	—
第3章	自治体の機関	地方公共団体の機関	—	—
	第6条	第6条	市町村の消防に関する責任	「果すべき」→「果たすべき」
	第7条	第7条	市町村の消防の管理	—
	第8条	第8条	市町村の消防に要する費用	—
	第9条	第9条	消防機関	「左に」→「次に」
	第11条	第10条	消防本部及び消防署	—
	第12条	第11条	消防職員	—
	第13条	第12条	消防長	—
	第14条	第13条	消防署長	—
	第14条の2	第14条	消防職員の職務	—
	第14条の3	第15条	消防職員の任命	—
	第14条の4	第16条	消防職員の身分取扱い等	—
	第14条の5	第17条	消防職員委員会	—
	第15条	第18条	消防団	—
	第15条の2	第19条	消防団員	—
	第15条の3	第20条	消防団長	—
	第15条の4	第21条	消防団員の職務	—
	第15条の5	第22条	消防団員の任命	—
	第15条の6	第23条	消防団員の身分取扱い等	—
	第15条の7	第24条	非常勤消防団員に対する公務災害補償	「因り」→「より」、「因る」→「よる」
	第15条の8	第25条	非常勤消防団員に対する退職報償金	—
	第16条	第26条	特別区の消防に関する責任	—
	第17条	第27条	特別区の消防の管理及び消防長の任命	—
第18条	第28条	特別区の消防への準用	「ものの外」→「もののほか」 「以て一の市とみなし」→「一の市とみなして」	
第18条の2	第29条	都道府県の消防に関する所掌事務	「相互応援」→「相互の応援」	
第18条の3	第30条	都道府県の航空消防隊	—	
第4章	—	市町村の消防の広域化	—	—
	—	第31条	市町村の消防の広域化	※新規追加
	—	第32条	基本指針	※新規追加
	—	第33条	推進計画及び都道府県知事の関与等	※新規追加
	—	第34条	広域消防運営計画	※新規追加
—	第35条	国の援助等	※新規追加	
第5章 (旧第4章)	雑則	各機関相互間の関係等	—	—
	第19条	第36条	市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係	—
	第20条	第37条	消防庁長官の助言、勧告及び指導	「行なう」→「行う」
	第20条の2	第38条	都道府県知事の勧告、指導及び助言	「市町村に」→「市町村に対して」「市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について」を削る。 「又は助言」→「、又は助言」
	第21条	第39条	市町村の消防の相互の応援	「相互応援」→「相互の応援」
	第22条	第40条	消防庁長官に対する消防統計等の報告	—
	第23条	第41条	警察通信施設の使用	—
	第24条	第42条	消防、警察及び関係機関の相互協力等	「颱風」→「台風」、「災害防禦」→「災害の防御」 「予め」→「あらかじめ」、「これを行う」→「行う」
	第24条の2	第43条	非常事態における都道府県知事の指示	「颱風」→「台風」、「災害防禦」→「災害の防御」
	第24条の3	第44条	非常事態における消防庁長官等の措置要求等	—
	第24条の4	第45条	緊急消防援助隊	—
	第24条の5	第46条	情報通信システムの整備等	—
	第24条の6	第47条	消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮	—
	第24条の7	第48条	航空消防隊が支援のため出動した場合の連携	—
	第25条	第49条	国の負担及び補助	「第二十四条の三五項」→「第四十四条第五項」 「第二十四条の四第二項」→「第四十五条第二項」
	第25条の2	第50条	国有財産等の無償使用	—
	第26条	第51条	消防学校等	「除く外」→「除くほか」、「行なう」→「行う」 「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。
第26条の2	第52条	教育訓練の機会	—	
第26条の3	—	—	—	
附則	第27条	附則第1条	施行期日	—
	第28条	—	—	—
	第29条	—	—	—
	第30条	—	—	—
	第31条	附則第2条	恩給法等の準用	「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。 「左の各号に」→「次に」、「同法」を削る。
	第32条	—	—	—
	第33条	—	—	—
	第34条	—	—	—
	第35条	—	—	—



平成18年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定

消防・救急課

消防庁では、市町村等が住民の生命や身体、財産を火災や地震、風水害等の災害から守るために必要な施設等の整備を促進するため、消防防災施設等整備費補助金（以下「消防補助金」という。）を交付しており、毎年度国の予算において所要額を確保しているところです。

平成18年度予算においては、平成17年度同様の歳出改革路線を堅持・強化し、一般会計歳出及び一般歳出について前年度の水準以下に抑制する一方、予算の内容については、あらゆる分野にわたり歳出を見直した上で、重要施策に重点的に予算配分を行うこととされました。

特に、三位一体改革については、4兆円程度の補助金改革、3兆円規模の税源移譲を実施するため、さらに税源移譲につながる6,300億円以上の補助金改革が求められました。

このような状況のもとで消防補助金については、三位一体改革により昨年度に引き続き消防防災設備整備費補助金のうち、デジタル防災無線分、消防団分、自主防災組織分が廃止・一般財源化され、さらに消防防災施設整備費補助金のうち高機能消防指令センター総合整備事業のI型（離島を除く。）が廃止・一般財源化されることとされ、総額84億55百万円（対前年度当初予算比35.9%減）とされたところです。

平成18年度の消防補助金の交付決定の概要については、次のとおりです。

1 交付決定の概要（5月19日交付決定）

（1）交付決定額

交付決定額は74億57百万円です。補助金別内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 34億38百万円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 40億19百万円

（2）補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主なものとしては、耐震

性貯水槽 632基、高機能消防指令センター総合整備事業 11箇所について交付決定を行いました。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の主なものとしては、災害対応特殊消防ポンプ自動車 122台、災害対応特殊救急自動車 91台、救助工作車 17台について交付決定を行いました。

（3）主な補助金の交付決定額

交付決定した補助金のうち特徴的な事業及び交付決定額は次のとおりです。

- 耐震性貯水槽1,500m³型（新規）
京都市（京都府）82百万円
- 高機能消防指令センター総合整備事業
桑名市（三重県、四日市市と共同運用）1億81百万円
- 救助消防ヘリコプター
宮城県 2億40百万円

2 都道府県別補助金交付決定状況

各都道府県別補助金交付決定状況は次頁の表のとおりです。

3 その他

今回の交付決定に当たっては、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター総合整備事業等の消防防災施設整備費補助金について予算額を上回る要望が行われ、交付決定を行うことができないものが多数ありましたが、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、要望にほぼ応えることができました。

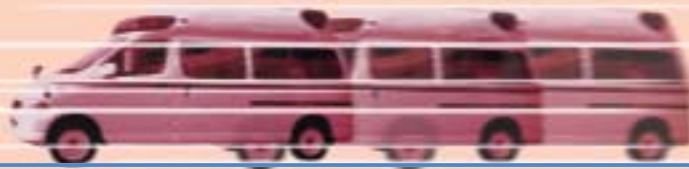
平成17年度限りで消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備を除く。）が廃止・一般財源化されましたが、防災基盤整備事業や施設整備事業（一般財源化分）、過疎債等の地方財政措置を活用して、消防施設等の一層の整備に努めていただきたいと考えております。

平成18年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

(単位:百万円)

		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金	合 計
1	北海道	97	203	299
2	青森	0	0	0
3	岩手	19	75	94
4	宮城	10	353	364
5	秋田	121	36	157
6	山形	30	47	76
7	福島	10	71	81
8	茨城	103	182	285
9	栃木	21	161	183
10	群馬	20	92	112
11	埼玉	10	174	184
12	千葉	344	182	527
13	東京	51	354	406
14	神奈川	100	130	230
15	新潟	81	0	81
16	富山	10	0	10
17	石川	10	63	73
18	福井	9	0	9
19	山梨	268	30	298
20	長野	27	78	105
21	岐阜	57	76	133
22	静岡	164	78	243
23	愛知	320	115	436
24	三重	251	76	327
25	滋賀	223	42	265
26	京都	167	18	186
27	大阪	111	229	340
28	兵庫	17	246	263
29	奈良	47	45	92
30	和歌山	9	54	63
31	鳥取	0	21	21
32	島根	43	23	66
33	岡山	11	111	121
34	広島	64	85	149
35	山口	10	35	45
36	徳島	19	44	63
37	香川	0	23	23
38	愛媛	24	66	89
39	高知	51	12	64
40	福岡	100	128	229
41	佐賀	28	32	60
42	長崎	53	13	65
43	熊本	72	76	147
44	大分	51	16	67
45	宮崎	33	21	54
46	鹿児島	169	80	249
47	沖縄	0	21	21
合 計		3,438	4,019	7,457

※四捨五入による端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。



「救急業務高度化推進検討会」の設置について

救急企画室

1 経緯

2005年11月にILCOR（国際蘇生連絡協議会）のCoSTR（心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告）にもとづいて、AHA（アメリカ心臓協会）のガイドラインとERC（ヨーロッパ蘇生協議会）のガイドラインが発表された。我が国においては、それらを参考に財団法人日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会から日本版救急蘇生ガイドラインが示された。

消防庁では、救急救命士による新たな救急業務の運用等救急業務の高度化の推進に伴い、対応が必要な諸問題についての研究・検討を行い、救急隊員または、バイスタンダー（その場に居合せた人）が行う応急処置の質の向上等を図り、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目的として「救急業務高度化推進検討会」を設置した。

2 従来の心肺蘇生法との主な変更点について

- 一次救命処置は大きな枠組みとして、主に市民が行う一次救命処置（心肺蘇生法、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用法など）と、日常的に蘇生を行う者が行う成人と小児（乳児を含む）の一次救命処置に区分された。
- 効果的な救急蘇生を行うにはできるだけ早期から十分な強さと十分な回数と絶え間ない胸骨圧迫が必要であることを強調した。
- 胸骨圧迫の効果を上げるために、心肺蘇生法開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、胸骨圧迫（C）と人工呼吸（V）の比率、AEDによる除細動の実施回数、除細動実施後の対応等が変更された。
- 小児（1歳以上8歳未満）への除細動実施が推奨された。

	従前	新ガイドライン
吹き込み時間	1回 2秒	1回 1秒
C：V	15：2	30：2
初回除細動実施回数	連続3回	1回
除細動実施後の対応	心電図解析後胸骨圧迫	直ちに胸骨圧迫後心電図解析

3 今後の予定

消防庁では、下記の主な論点について検討することとし、2回～3回の検討会開催を経た後、報告書を取りまとめる予定である。

- 日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた、救急隊員が行う心肺蘇生法について
 - ・救急隊員が行う心肺蘇生法について
 - ・救急隊員が行う小児への除細動について
 - ・新旧ガイドライン移行期における現場活動について
- 日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた応急手当講習のあり方等について
 - ・市民が行う心肺蘇生法について
 - ・市民が行う小児への除細動について
 - ・新旧ガイドライン移行期における応急手当講習のあり方について

救急業務高度化推進検討会 委員

（五十音順・敬称略）

- 朝日 信夫（財団法人救急振興財団副理事長）
- 石井 正三（日本医師会常任理事）
- 小野 清（仙台市消防局警防部救急課長）（全国消防長会）
- 坂本 哲也（帝京大学医学部救命救急センター教授）
- 谷川 攻一（広島大学大学院医歯薬学総合研究科病態薬物治療学講座（救急医学）教授）
- 畑中 哲生（財団法人救急振興財団救急救命九州研修所教授）
- 堀 進悟（慶応大学救急医学助教授）
- 山崎登志郎（東京消防庁救急部救急指導課長）（全国消防長会）
- 横田 裕行（日本医科大学救急医学助教授）
- <オブザーバー>
- 谷口 隆（厚生労働省医政局指導課長）

消防活動が困難な地下空間等における 活動支援情報システムの開発検討会報告書（概要）

特殊災害室

1. 開発検討の背景

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」が平成12年5月に公布され、翌年4月に施行された。

この法律にもとづいて、今後整備が進むと思われる大深度地下空間や既存の地下街等は、密閉された空間であるため、煙や熱が充満し易く、煙の流動方向と消防活動の進入方向が逆行し、進入路が限定されるなど消防活動が極めて困難な空間となる。

こうした消防活動が困難な空間において、迅速で円滑な活動を安全に行うためには、指揮本部による一元的な情報管理が特に重要であり、活動中の隊員位置や活動状況等の情報をリアルタイムに把握することが必要である。

そこで、消防庁では平成13年度から、消防活動の基本戦術である救助・検索ロープと携帯無線機だけに頼る従前の手法を改善するアプローチの一つとして、消防活動が困難な地下空間等を対象として、消防隊員の安全確保を目的とする活動支援情報システムの開発検討を行っている。

2. 開発検討の経緯

まず、平成13年度には、隊員の位置を把握する方法として、PHS基地局からの電波を利用した方法がとられ、良好な実験結果が得られたが、位置を計測するためにはPHSの基地局を現場に予め設置しておく必要があることから、平成14年度には、基地局からの信号無しでも位置の計測ができる自律的な位置特定システムの開発を目指し、隊員の位置を把握する方法として、慣性航法装置（IMU：Inertial Measurement Unit／加速度計とジャ

イロを用いた自己位置評定装置）を用いて、3次元数値地図に表示するシステムの開発を行った。

さらに、平成15年度には、装置の大きさなど使用性の点で改善の余地があったため、慣性航法装置の体積を約1/4並びに重量を1/2以下に抑えるなど小型軽量化への取組みを行い、平成16年度には、それまでに開発した各要素技術について総合的に動作させるとともに、操作性の向上を図った。

3. 平成17年度の開発・検討成果の概要

平成16年度までの研究開発により、活動支援情報システムの完成度は大きく高まり、研究開発の各要素技術部分に関しては、一定の成果が得られたが、今後の実用化に向けては、実施すべき課題も残されていた。

そこで、平成17年度は、今までの研究開発を踏まえ、次のような開発・検討を行った。

（1）位置特定の簡易的手法の調査・開発

平成16年度までに開発してきた慣性航法装置の携帯による位置特定システムに加え、新たに誘導灯などに設置した電子タグのみを使った位置特定の簡易的手法の調査・開発に取り組んだ。

これは、これまでに培った位置誤差補正のための技術の一部応用し、誘導灯などに設置された電子タグ座標値の取得状況を連続的に表示することで、位置精度は粗いものの、簡易な装置によって隊員の活動位置を大まかに把握しようとする取組みであり、本システムでの活用の可能性が明確になった。

（2）地下空間における無線通信システムの評価

地下空間等の通信が困難な空間において、活動中に安定した情報伝達通信システムを構築することを目的として、防災無線の帯域であるVHF帯（260MHz）を利用した無線装置や無線LAN（2.5GHz）を用いて、東京駅の地下通路において、アドホック通信（中継機能を搭載した移動端末だけから構成された一時的なネットワーク通信）の評価・検証を行った。



慣性航法装置による位置特定システム



3次元数値地図

その結果、無線LANにおいては、消防活動支援用のネットワークを構成することは十分可能であるし、VHF帯を利用した無線装置においては、見通し外通信も可能であり、安定した通信を行うことができた。

(3) 既存の有線ケーブルを利用する通信システムに関する調査

既存の有線ケーブルを活用することで指揮本部から前進指揮所や活動拠点までの通信環境を構築する方法として、自動火災報知設備の電話回線を活用したVDSL通信(VDSL: Very high-speed Digital Subscriber Line/電話線を使って高速データ通信を行う技術)が、どの程度有効か実験を行い、高層階や地下空間との接続のための中継線として、活用していく可能性を見出した。

(4) 既存の開発技術の整理と統合

既存の研究開発成果を将来的に継承していくために、スペック表や動作マニュアルを作成し整理した。また、システム統合機として、表示装置におけるソフトの一体化や複数人数表示への対応、表示精度の向上を図るなど表示装置としての完成度を高めた。



地下空間での活動隊のイメージ図



現場指揮本部におけるイメージ図

4. 今後の課題

活動支援情報システムは、「位置特定システム」、「情報通信システム」、「位置表示システム」という要素技術で構成されている。

慣性航法装置による位置特定システムに関しては、技術的な完成度は高いものの、コスト面や操作性などから早期の実践投入までには時間を要すること、また情報通信システムにおいては、無線LAN通信における中継器の端末の配置など工夫が必要である。また、位置表示システムに関しては、今後は現場サイドで簡単に作成可能でメンテナンスが容易な表示システムに取り組む必要がある。

このような課題を踏まえつつ、実際の現場に適用するシステムとしていくため、今後更なる実証実験の積み重ねや装置の改良などが必要となる。

平成17年度 消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システムの開発検討会委員

- | | | | |
|-----|---|-------|----------------------------------|
| 委員 | 長 | 柴崎 亮介 | 東京大学 空間情報科学研究センター長 |
| 副委員 | 長 | 松原 美之 | 独立行政法人消防研究所 研究統括官 |
| 委員 | | 赤塚美津雄 | 社団法人日本照明器具工業会 専務理事 |
| 委員 | | 石井 弘允 | 日本大学理工学部 非常勤講師 |
| 委員 | | 石川 節雄 | 東京消防庁 消防科学研究所長 |
| 委員 | | 加藤 聰彦 | 電気通信大学大学院 助教授 |
| 委員 | | 見学 洋介 | 財団法人建築行政情報化センター
総務部長(兼)業務支援課長 |
| 委員 | | 小西 富夫 | 名古屋市消防局 防災部長 |
| 委員 | | 小林 茂昭 | 財団法人日本消防設備安全センター
常務理事 |
| 委員 | | 笹元 源七 | 大阪市消防局 警防部長 |
| 委員 | | 鈴木 康幸 | 総務省消防庁 予防課設備専門官
(併)課長補佐 |
| 委員 | | 瀬崎 薫 | 東京大学 空間情報科学研究センター
助教授 |
| 委員 | | 高梨 健一 | 独立行政法人消防研究所 基盤研究部
研究員兼専門調査員 |
| 委員 | | 滝澤 修 | 独立行政法人情報通信研究機構
主任研究員 |
| 委員 | | 中村 治幸 | 総務省 総合通信基盤局 電波部
移動通信課 課長補佐 |
| 委員 | | 細川 直史 | 独立行政法人消防研究所 基盤研究部
主任研究官 |
| 委員 | | 宮本 英機 | 千葉県消防局 予防部長 |
| 委員 | | 吉住 智文 | 総務省消防庁 特殊災害室課長補佐 |
| 委員 | | 吉村 修 | 総務省消防庁 特殊災害室長 |

※途中退任の委員

- | | | | |
|----|--|-------|------------------------------|
| 委員 | | ※安藤 勝 | 総務省消防庁 特殊災害室課長補佐 |
| 委員 | | ※岡崎邦春 | 総務省総合通信基盤局 電波部
移動通信課 課長補佐 |

(五十音順 敬称略)

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

平成7年阪神・淡路大震災では、全半壊した建築物は約25万棟にも及び、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、平成16年新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が被災により使用不可能となる事態が発生しました。

国や地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設です。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう災害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

1. 調査の目的

消防庁では、平成13年に「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を設置し、地方公共団体(都道府県及び市町村)が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断の基準及び耐震診断・改修実施状況について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、平成15年にはその進捗状況を確認するため、改めて調査を実施したところです。

建築物の耐震化対策の重要性が一層認識される中、前回調査から2年を経た平成17年度に、全国の防災拠点となる公共施設等の耐震化がどのように進んだか、その進捗状況を確認するため改めて調査を実施しました。

2. 調査結果

○調査時点

平成17(15)(13)年4月1日現在、平成17(15)(13)年度末、平成21(19)(17)年度末見込

※()は前回調査、前々回調査

図1 都道府県及び市町村の公共施設等の耐震化一覧

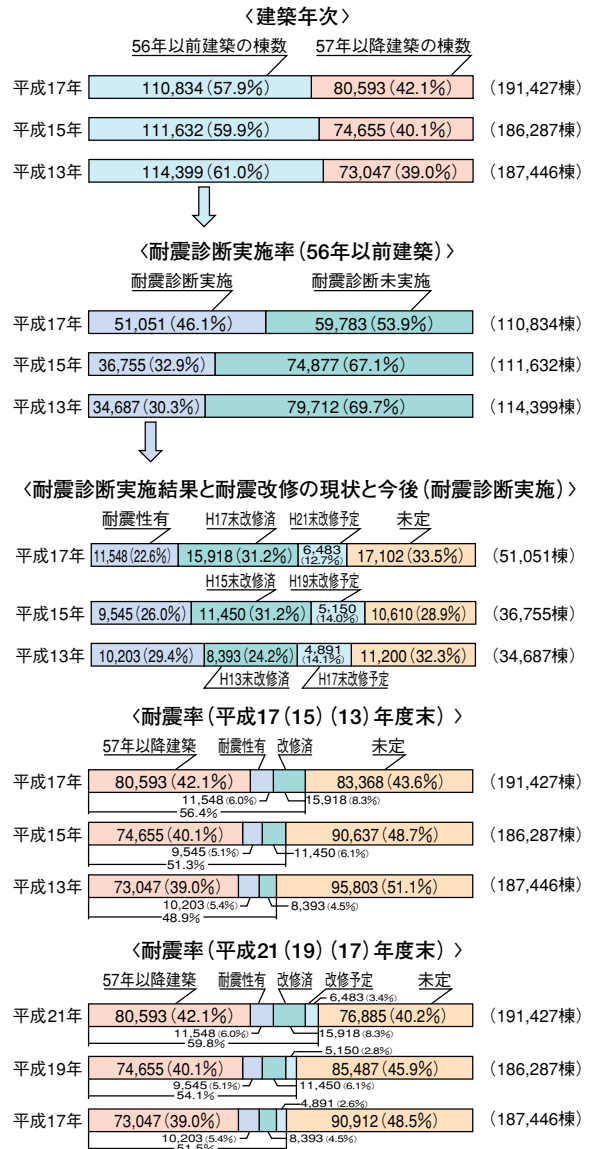


表1 都道府県別集計

項目	区分	H17 (今回調査)		H15 (前回調査)		H13 (前々回調査)	参考 H17見込 (前々回調査)	
			増減		増減			
耐震診断 実施率	合計	46.1%	13.2%	32.9%	2.6%	30.3%		
	都道府県	60.5%	11.2%	49.3%	4.7%	44.6%		
	市町村	43.9%	13.5%	30.4%	2.2%	28.2%		
耐震措置率 (当該年度末)	合計	53.8%	-3.3%	57.1%	3.5%	53.6%		
	都道府県	56.0%	-0.2%	56.2%	7.3%	48.9%		
	市町村	53.4%	-3.9%	57.3%	2.6%	54.7%		
耐震率 (当該年度末)	合計	56.4%	5.1%	51.3%	2.4%	48.9%		51.5%
	都道府県	61.9%	6.8%	55.1%	5.6%	49.5%		53.3%
	市町村	55.6%	4.8%	50.8%	2.0%	48.8%		51.3%

○調査対象棟数(図1参照)

平成17年4月1日現在で地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等は約19万1,400棟で、このうち約11万800棟(約58%)が旧耐震基準で建築されたものです。平成15年4月1日現在の約18万6,300棟及び約11万1,600棟(約60%)、平成13年4月1日現在の約18万7,400棟及び約11万4,400棟(約61%)と比べ、防災拠点として使用する公共施設等の棟数は増加、旧耐震基準による棟数は減少しています。

○耐震化の進捗(図1参照)

次の建築物を耐震性が確保されているものとして集計

- ・昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- ・昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- ・耐震改修整備を実施した建築物

平成17年度末までには約10万8,100棟(約56%)の耐震性が確保されていると考えられ、平成15年度末の約9万5,700棟(約51%)、平成13年度末の約9万1,600棟(約49%)と比べ、棟数、率ともに増加しています。

また、平成21年度末までには約11万4,500棟(約60%)の耐震性が確保される見込みとなっています。

○総括(表1参照)

耐震診断の実施が大幅に増加し、耐震性の把握は進んでいるものの、耐震診断結果にもとづく耐震措置の実施が追いついていないという現状が推測されます。しかしながら、全体で見ると、耐震化は見込みを上回るペースで進んでおり、地方公共団体の耐震化に係る取組みが着実に進捗していることが伺えます。

また、市町村にあっては、都道府県と比べ耐震診断実施率、耐震措置率、耐震率ともに低く、市町村の耐震化に係る取組みの推進が望まれます。

3. 今後の対応

防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進捗しているものの、十分とは言えず、耐震性に係るリストの作成・公表や具体的な数値目標の設定など、耐震化に係る取組みをより一層推進することが望まれます。

総務省及び消防庁においても、地方債・地方交付税による財政支援を講じているところですが、今後とも、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化の推進を求めるとともに地方公共団体の取組みを支援していきます。

災害支援物資の備蓄・物流計画 ガイドライン検討会の検討結果(概要)

防災課

1 背景と目的

平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、災害発生から数日間、避難した住民等の食料が不足するなど、地方公共団体の備蓄の考え方やあり方が大きな問題となったばかりでなく、被災地外の地方公共団体等から緊急物資等が到着するようになって、それをどこに届けたいのかが分からず、被災市町村の災害対策本部等に緊急物資が集中し、結果的に避難者には供給されない状況が発生しました。このような状況は、平成7年の阪神・淡路大震災でも経験されたことですが、残念ながら、その教訓が各地方公共団体の緊急物資等の備蓄・調達に係る防災対策に活かされていないことが浮き彫りになりました。

そこで消防庁では、地方公共団体の緊急物資等の備蓄・物流に係る防災対策にひとつの方向性を示すために、平成17年11月から「災害支援物資の備蓄・物流計画ガイドライン検討会」を開催し、備蓄・物流に関する基本的な考え方を整理するとともに、災害時における物資の確保方策について検討を行ってきました。この度、検討会での検討結果を踏まえ、平常時における住民・事業所等、地方公共団体の備蓄・調達に対する姿勢や考え方、及び災害時における緊急物資等の取扱いに関する留意点や被災地外から大量の物資を受け入れる際の物資管理システム(受入、仕分け・保管、運搬、分配・供給等)等について基本的な考え方を取りまとめました。

2 平常時における地域対応

(1) 住民・事業所等の備蓄・調達体制

【住民等の備蓄・調達体制】

- ・住民は、「自らの命は自らで守る。自らの地域は皆で守る」を基本に、災害発生時の非常持出し品の準備と避難生活のための3日以上を備蓄

することが望ましい。

- ・また、災害発生時、住居等の被災から備蓄物資を持ち出すことが不可能な場合を考慮して、住民組織(自主防災組織、町内会等)による共同備蓄・調達についても検討することが望ましい。

【事業所の備蓄・調達体制】

- ・事業所は、就業時間内に被災した場合を想定して、従業員が自宅に戻ることが可能となるまでに必要な食料、飲料水等の備蓄をすることが望ましい。

(2) 地方公共団体の備蓄・調達体制

【役割分担の明確化】

- ・市区町村及び都道府県は、物資の備蓄・調達に関し、あらかじめ協議して役割分担を明確にするとともに、住民・事業所等に対し、公的備蓄の役割(範囲)を明示することが望ましい。

【公的備蓄】

公的備蓄は、以下の3点に留意して検討することが望ましい。

- ① 最低限、災害時の応急対策要員用の物資等については備蓄・調達体制を確保する。
- ② 住民・事業所等では備蓄・調達しにくい物資等について備蓄・調達体制を確保する。
- ③ 災害時要援護者の避難生活に必要な物資等について備蓄・調達体制を検討する。

【流通在庫備蓄】

- ・地方公共団体の公的備蓄を流通在庫備蓄で補う場合は、あらかじめ民間事業所等と協定等を締結することが望ましい。

3 災害時における広域対応

(1) 緊急物資等の取扱いに係る留意点

【基本ルールづくり】

- ・緊急物資の要請や提供を行う際の物流の混乱を防

止するために、全国的な基本ルールを設けることが不可欠である。

- ・緊急物資の提供・調達は応援協定等にもとづいて行われるものとする。
- ・調達側の地方公共団体は、必要とする物資の種類や、数量、発送先を明確にして緊急物資の搬送を要請する。
- ・提供側の地方公共団体は、受け取る側に配慮した発送方法に留意する。

【義援物資の取扱い】

- ・被災都道府県は、被災市区町村と協議し、関係機関の協力を得て、義援物資の取扱いについて正確に広報する。
- ・広報の時期については、災害発生後、出来る限り速やかに行うことが望ましい。

【義援金の取扱い】

- ・被災都道府県は、被災市区町村と協議し、関係機関の協力を得て、義援金の募集について、送金先等を正確に広報する。
- ・広報の時期については、災害発生後、出来る限り速やかに行うことが望ましい。

【余剰分の取扱い】

- ・緊急物資等の調達が終了した時点で、物資の余剰分が生じた場合は、被災地方公共団体の独自の裁量による有効活用を検討する。

(2) 緊急物資等管理システムの構築

【緊急物資等管理システムの検討】

- ・被災地方公共団体は、被害の全体像が把握できた段階で、緊急物資等の受入れについて、受入れから避難所への供給までの各段階で、物資の数量管理が確実にできる仕組み（以下「緊急物資等管理システム」という。）を整備することが不可欠である。
- ・大規模な災害が発生した場合には、市区町村が単独で緊急物資等の受入れを実施することは困難であることから、都道府県はあらかじめ関係市区町村を交えて、緊急物資等の受入れ、仕分け・保管、搬送、分配・供給について、物流の専門家の意見を聞きながら、緊急物資等管理システムを検討しておくことが望ましい。
- ・また、総合防災訓練時に緊急物資等管理システム

の運用に関する図上訓練等を行って、その実効性について検証し、適宜改良を加えることが望ましい。

【システム運営に係る留意点】

- ・災害発生直後から、被災地内において緊急物資等の円滑な物流を確保するために、事前に受入れ体制、仕分け・保管体制、運搬体制、分配・供給体制等を整備しておくことが望ましい。
- ・物資集積拠点等の確保については、被災地内への設置は避けるという観点から、専門物流・流通業者の協力を得て、利用可能なオープンスペースのリストアップや既存施設等の利活用について準備しておくことが望ましい。
- ・マンパワーの確保については、あらかじめ専門物流・流通業者やボランティア等への協力依頼を行っておく等、事前に関係機関等と調整しておくことが望ましい。

検討結果の取りまとめと併せ、緊急物資等の備蓄・調達に係る参考事例をヒント集として取りまとめ、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載しています。

災害支援物資の備蓄・物流計画

ガイドライン検討会委員

(座長)

河田 恵昭 (京都大学防災研究所長・教授)

(委員)

井口 憲一 (社団法人全日本トラック協会 常務理事)

金谷 裕弘 (総務省消防庁国民保護・防災部防災課長)

栗田 暢之 (特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事)

小室比佐子 (東京国際大学 国際関係学部助教授)

酒井 浩一 (高知県 企画振興部企画調整課チーフ)

中村 幹夫 (新潟県 県民生活・環境部防災局

危機管理防災課地域防災強化室長)

前田 幹夫 (静岡県 総務部防災局防災政策室長)

室崎 益輝 (独立行政法人消防研究所 理事長)

吉村 秀實 (富士常葉大学 環境防災学部教授)

- 無理にボランティアを受け入れる必要はない
 - ・災害ボランティアを受け入れない休みの日も必要。住民の負担に配慮する
- 復旧状況を確認する
 - ・地図などを使って、支援状況を把握し、復旧活動の計画を検討する
- ニーズの掘り起こしが必要な場合がある
 - ・ローラー作戦の実施や民生委員との連携を図る
- 関係機関のキーパーソンと協議する
 - ・関係機関との調整役を担っている人物(キーパーソン)と対応を協議する

⑥住民相互の助け合い

- ・避難所の炊き出し、片付けなど支え合い

災害復興

⑦地域が中心になった復興の取組みにむけて

- 地域主体の復興活動
 - ・災害ボランティアの支援を生かし、住民主体で志気を高める
- 新たな防災活動への取組み
 - ・災害の経験を避難計画や図上訓練など様々な取組みにつなげる

(2) 事例集で紹介する事例一覧

新潟県中越地震で被害を受けた長岡市(旧山古志村)を始め、震災1事例、風水害6事例の計7事例10地区を紹介。

新潟県長岡市 (旧山古志村)	災害	平成16年新潟県中越地震(10月23日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震における山古志村への支援は、災害ボランティアが災害対策本部や自治会(地区長)と十分コミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築した。 ・避難所運営の支援、仮設住宅への引越し、仮設住宅見学会など常に自治会(区長)を中心に、災害対策本部、関係者と協議しながら、迅速に行われた。 ・日頃からあったコミュニティの助け合いや団結力を発揮し、周りの支援をうまく受け入れながら、受け身にならない仮設住宅での生活を送っている。
福井県福井市	災害	平成16年7月福井豪雨
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一乗地区では自治会長が、毎日夕方に災害対策本部現地連絡所、また災害ボランティアとミーティングを行い、当日の進捗状況、翌日以降の災害ボランティアの対応(割り振り)などを協議した。作業の立ち会いやニーズの聞き取りなど積極的に災害ボランティアを受け入れるよう配慮した。結果として、毎日250名以上(最大1,258名、合計9,564名)の受け入れが可能となった。 ・豊(みのり)地区では、地域の自治会長が災害ボランティアの支援活動を徹底し、一日最大1,548名のボランティアを受け入れた。また、災害ボランティア活動の立ち会いや巡回など活動を支援した。 ・木田地区では、豊地区同様に地域内の自治会長が災害ボランティアの支援活動に対して周知を図った。また災害ボランティアのローラー作戦によるニーズ聞き取りに同行、サポートし、迅速な復旧活動を行った。
広島県呉市	災害	平成16年台風第18号(9月7日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・天応地区では、地元が中心になり、災害ボランティアセンターの立ち上げを社協、災害ボランティア、自治会、民生委員で合意した上で、活動を展開した。 ・ニーズの聞き取りは日頃から顔の見える関係が住民とできている民生委員が主に行い、自治会・民生委員が連携し、災害ボランティア活動を支援した。 ・ニーズへの対応は、自治会長・民生委員とボランティアリーダーとが協議し、相談しながら、活動を進めた。
山口県岩国市 (旧美川町)	災害	平成17年台風第14号(9月5日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・南桑地区では復旧活動が落ち着いてから、自治会長が災害ボランティア活動に対するニーズ聞きだし、被害状況、災害ボランティアの割り振りなど、災害ボランティア活動の支援をバックアップした。 ・地元や周辺市町村の女性の中にはセンター運営や住民と災害ボランティアをつなぐ役割を果たす人もおり、円滑に災害ボランティア活動が展開された。センター閉鎖後その人たちが中心になった「ボランティア戦隊清流レンジャー」が発足し、個別ニーズに対応した。
愛媛県西条市 (旧小松町)	災害	平成16年台風第21号(9月27日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・妙口地区では、自治会長と災害ボランティアセンターが毎日ミーティングを行い、地図とリストを使って進捗状況および翌日以降の対応を検討した。 ・自治会長は、災害ボランティアのニーズ聞き取り、災害ボランティアの割り振り、作業の立ち会いなど災害ボランティア活動の支援に尽力した。 ・災害対策本部と災害ボランティアセンターが情報を共有し、自治会の復旧活動を全面的にバックアップした。
宮崎県宮崎市 (旧高岡町)	災害	平成17年台風第14号(9月5日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・去川地区では、公民館長(自治会長)が、地区内の被害状況の把握にはじまり、災害ボランティアのニーズ聞き取り、割り振り、巡回、作業の立ち会いに至るまで全て引き受け、対応した。そのため、スムーズな復旧活動を展開することができた。 ・公民館長は被害の少なかった住民に支援を呼びかけるほか、毎日避難所に必ず顔を出すなど地域住民への配慮を徹底した。
宮崎県日向市	災害	平成17年台風第14号(9月5日～)
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・余瀬・飯谷地区では、自主防災組織と民生委員が情報共有をはかり、市、災害ボランティアセンター、小・中学校教諭の災害ボランティア活動などに対応し、復旧活動を進めた。災害ボランティア活動が終わった後も、連携した地域内の助け合いを継続させた。 ・市危機管理担当者、避難所担当職員、自治会長が綿密に連絡を取り合い、対応を協議した。

平成18年度住宅防火対策推進シンポジウム

予防課

平成18年6月1日「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第65号）」が施行され、一般住宅（新築）への住宅用火災警報器設置の義務付けがスタートしました。

これを機に、消防庁では6月1日（木）に東京都（ニッショーホール）、6月22日（木）に大阪府（吹田市文化会館）で「平成18年度住宅防火対策推進シンポジウム」を開催しました。

会場には、一般参加者をはじめ都道府県、市町村、消防機関、自主防災組織、消防関係団体・業界など多数ご参加をいただきました。

両会場ともシンポジウムの冒頭、竹中平蔵総務大臣から「住宅防火推進宣言」が行われ、板倉敏和消防庁長官のあいさつと続きました。

あいさつの中で板倉長官は、シンポジウムのテーマである「地域と行政の連携による住宅防火の推進」を提唱し、一日でも早く安心・安全な社会の達成に向け、国民運動的な活動として住宅防火対策に取り組むことの必要性を訴えました。

続く基調講演では、東京会場ではフリーアナウンサーの青山佳世氏、大阪会場ではNHK解説員の山崎 登氏から、それぞれ住宅防火について多角的な視点からのご提言をいただきました。

また、パネルディスカッションでは両会場とも冒頭に、コーディネーターの菅原進一東京理科大学大学院教授から、米国での防火対策への取組み等についての紹介がされ、その後住宅防火を推進する関係団体の代表者である各パネラーを交えて住宅防火の取組みや、地域の連携、今後の課題等について活発

な意見交換が行われました。

最後に、コーディネーターの菅原教授から「リアルな対応で死者数を半減に」「安心社会は住警器から」「地域の連携で悪徳商法を退治しよう」の3つのフレーズを挙げて、住宅防火のキックオフをアピールされました。

住宅防火推進宣言

平成15年に1,000人を超えた住宅火災による死者数は、昨年には1,223人に急増しました。記録に残る昭和54年以降で最悪の事態を迎えています。

亡くなった方々の多くは高齢者です。高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されています。多くの子供や青年の命も奪われています。

子どもたちや高齢者の安心・安全を確保するため、関係者のみならず国民一人ひとりが、今一度、火災の恐ろしさを深く認識し、火災予防の精神を常に心掛けることで、住宅火災による被害を克服できると確信しています。

折りしも6月1日から消防法にもとづく住宅用火災警報器の設置の義務付けがスタートしました。総務省としまして、関係省庁、地方公共団体、消防関係団体、さらに国民の皆様のご理解とご協力をいただき、住宅用火災警報器の設置の促進をはじめとした住宅防火対策を積極的に推進してまいりたいことをここに宣言いたします。

平成18年6月1日

総務大臣 竹中 平蔵



フリーアナウンサー 青山佳世氏（基調講演～東京会場）



パネルディスカッション（東京会場）

平成18年度「危険物安全週間」推進行事 実施結果について

危険物保安室

消防庁では、事業所等における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度の危険物安全週間は6月4日(日)から10日(土)までの7日間となり、様々な行事が行われました。

6月5日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において、危険物の安全管理の推進に努めてこられた個人(22名)、団体(4団体)が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取組みが特に優れている事業所(31事業所)が「優良危険物関係事業所」として、それぞれ板倉敏和消防庁長官から表彰されました。

あわせて、危険物安全週間推進標語募集において、「自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ」で消防庁長官賞を受賞した茂木充子さん、そして危険物事故防止対策論文募集においては、「危険物施設における泡消火設備の不奏功を防ぐための方策について」で消防庁長官賞を受賞した、市原市消防局の天野正次さんに賞状が贈られました。

表彰式後の記念講演会では、株式会社独立総合研究所代表取締役社長兼首席研究員の青山繁晴氏から、「この国

の主人公が自立する～『国民保護』という新たな希望～」と題して講演を行っていただきました。

6月6日(東京会場)及び8日(大阪会場)の両日には、消防職員や危険物関係事業所の従業員の方々を対象に、「危険物施設安全推進講演会」が開催され、次のとおり基調講演及び事故事例発表が行われました。

基調講演

久保内昌敏 氏

(東京工業大学大学院理工学研究科助教授)

「化学装置における有機材料の腐食劣化と安全」

事故事例発表

薄葉 満 氏

(いわき市消防本部予防課長補佐兼危険物係長)

「いわき市の化学工場爆発火災について」

倉持 純 氏

(新日本石油精製株式会社室蘭製油所 副所長)

「室蘭製油所 水素化分解装置(HDC)火災調査概要」



危険物安全大会における板倉敏和消防庁長官式辞



青山繁晴氏による記念講演会

消防団活動に協力していただいている 事業所に表示するマークのデザイン募集!!

～事業所として消防団活動に協力することが社会貢献につながる環境づくりに向けて～

防災課

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神にもとづき活動している組織であり、しばしば発生する身近な火災等に出動し活躍しているところですが、近年、全国各地で地震や風水害などの大規模な自然災害が頻発しており、多くの消防団員が出動し、昼夜を分かたず、地域住民の避難誘導、救助活動などに従事しています。新聞、TV等のマスメディアも、消防団員が住民を救出・救助している姿を報道し、被災地の住民はもとより多くの国民から高い期待が寄せられています。

しかしながら、近年、消防団員数の減少、被雇用化率の上昇や高齢化など多くの課題に直面しており、地域防災力の確保に向けて国、都道府県、市町村及び消防団が一体となった対策が必要となっています。そこで、消防庁では、特に全消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成17年8月に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、消防団と事業所の協力体制のあり方について検討を行いました。

今年度は、その検討結果を踏まえて、事業所として消防団活動に協力していただくことが、地域に対する社会貢献及び社会責任として広く知らしめられ当該事業所の信頼性の向上につながるるとともに、事業所の協力を通じて地域の防災体制が一層充実される仕組みである「消防団協力事業所表示制度」を構築することとしており、この度、この制度で消防団に協力していただいている事業所に表示するマークを広く募集し、作成することとしました。

【マークの応募方法】

1. 募集マークについて

消防団活動に協力していただいている事業所に表示するマークです。

2. デザインについて

本制度の主旨を的確に表現するデザインとします。

3. 応募について

(1) 応募資格

どなたでも応募できます。

(2) 応募規定

- ・応募作品は、未発表かつ本人が制作したオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品はA4サイズの用紙を縦にして使用し、用紙1枚に1作品としてください。
- ・応募作品はコンピュータ使用でも手描きでも構いません。

- ・使用する色の制限はありません。
- ・お一人で複数の作品を応募いただいても構いません。
- ・応募作品の裏面に、応募者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、年齢、職業、作品の天地を明記してください。なお、1通の封筒でまとめて応募される場合でも、すべての応募作品の裏面に応募者の氏名等必要事項を記入するようにしてください。

※応募作品の裏面に記入していただきます個人情報、マークの選考に係る連絡以外には使用いたしません。

(3) 応募方法

応募は郵送に限ります。

(4) 応募締切

平成18年8月11日(金) 必着とします。

(5) 応募先(問い合わせ先)

みずほ情報総研株式会社 社会経済コンサルティング部
(マーク募集担当)

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2-3

電話 03(5281)5404

FAX 03(5281)5443

E-mail: rs07@gene.mizuho-ir.co.jp

(6) その他

- ・応募された作品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、総務省消防庁に帰属するものとします。
- ・応募された作品は、必要に応じ修正を加えることがあります。
- ・応募作品は一切返却しません。

(7) 選考

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク審査委員会が審査を行い、最優秀1点を決定します。なお、審査委員長は、漫画家の松本零士氏(代表作:「宇宙戦艦ヤマト」「銀河鉄道999」など)の予定です。

(8) 発表方法

受賞者本人に直接通知するとともに、ホームページ等で公表します。

(9) 表彰等

最優秀:表彰状及び副賞(20万円)

(10) 主催等

主催:「消防団協力事業所表示制度」表示マーク審査委員会

協賛:財団法人日本消防協会

みなさまからの素晴らしいデザイン案のご応募をお待ちしております。

平成18年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成18年春の叙勲伝達式（5月10日（水）、ニッショーホール）、第6回危険業務従事者叙勲伝達式（5月15日（月）、日本青年館大ホール）並びに平成18年春の褒章伝達式（5月17日（水）、虎ノ門パストラルホテル「葵」）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された方々であり、また褒章を受章された方々は、永年にわたり消防関係業界の業務並びに消防防災活動に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲447名、第6回危険業務従事者叙勲608名及び春の褒章49名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお消防関係者の勲章並びに褒章別受章者数は次のとおりです。

平成18年春の叙勲

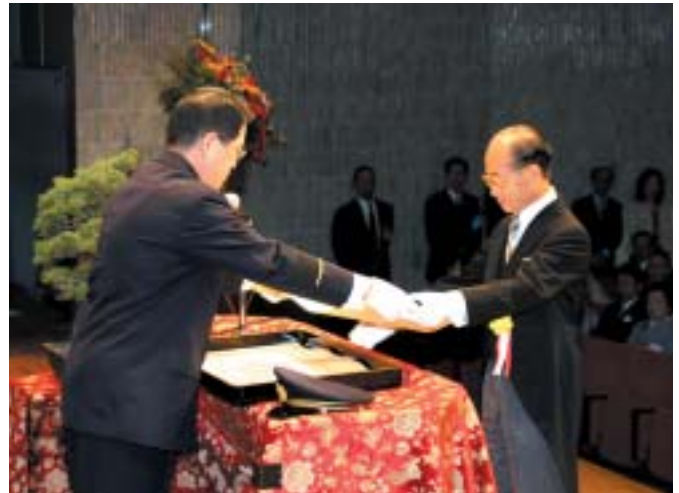
瑞宝中綬章	1名
瑞宝小綬章	17名
旭日双光章	4名
瑞宝双光章	106名
瑞宝単光章	319名

第6回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	74名
瑞宝単光章	534名

平成18年春の褒章

黄綬	2名
藍綬	47名



春の叙勲伝達式において代表受領される長谷川壽夫氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される小林元氏



春の褒章伝達式において代表受領される内山治男氏

緊急消防援助隊動態情報システムの運用訓練(兼実証実験)について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊動態情報システムは、大規模災害発生時等に消防庁において、出動途上あるいは活動中の緊急消防援助隊の部隊位置やその状態を把握し、部隊の効果的な活動を支援することを目的に開発整備を進めているところです。

平成15年に配備した指揮支援部隊に加え、平成18年4月からは各都道府県代表消防本部へ配備したことに伴い、可搬型端末機器の取扱いの習熟とシステムの実証実験を目的に、4月26日から28日までの3日間、全国を3ブロックに分けて実際の車両走行を伴う運用試験を行いました。

2. 緊急消防援助隊動態情報システムについて

緊急消防援助隊動態情報システムは、平成12年度から検討委員会を立ち上げ、検討を開始しました。平成13年度から緊急消防援助隊派遣車両の位置及び動態を把握することにより、緊急消防援助隊の効果的な運用を行うことを目的として、政令指定都市の協力のもと、プロトタイプの子機型端末機器による実証実験を開始しました。平成14年度に現在の可搬型子機型端末の開発を行い、平成15年度より指揮支援部隊を構成する政令市消防局等に配備し、ブロック訓練・全国合同訓練等において実証実験を重ねた結果、システムの有効性が確認されたことから、

平成18年4月から各都道府県代表消防本部へ、消防組織法第50条にもとづく無償使用物品として配備拡大したところです。

3. システムの概要

GPSにより特定した車両位置と可搬型端末装置から入力した車両動態を携帯電話通信網により消防庁に設置したサーバに送信し、消防庁において、全国の出動した緊急消防援助隊の動態を地図上にシンボルで表示することで、緊急消防援助隊出動部隊の進出状況、動態情報を把握します。

携帯電話網の不感地帯では自動的に低軌道衛星回線に切り替わり、全国規模で安定したデータ通信を可能としています。

また、これらの回線を活用して派遣部隊と消防庁との間で情報連絡を行う文字通信機能等を備えており、相互の情報共有が可能となっています。(図1、2、3、4参照。)

4. 訓練の方法及び検証

○可搬型端末機器積載の各消防本部における訓練概要については、全国を3ブロックに分けて以下の要領で実施しました。

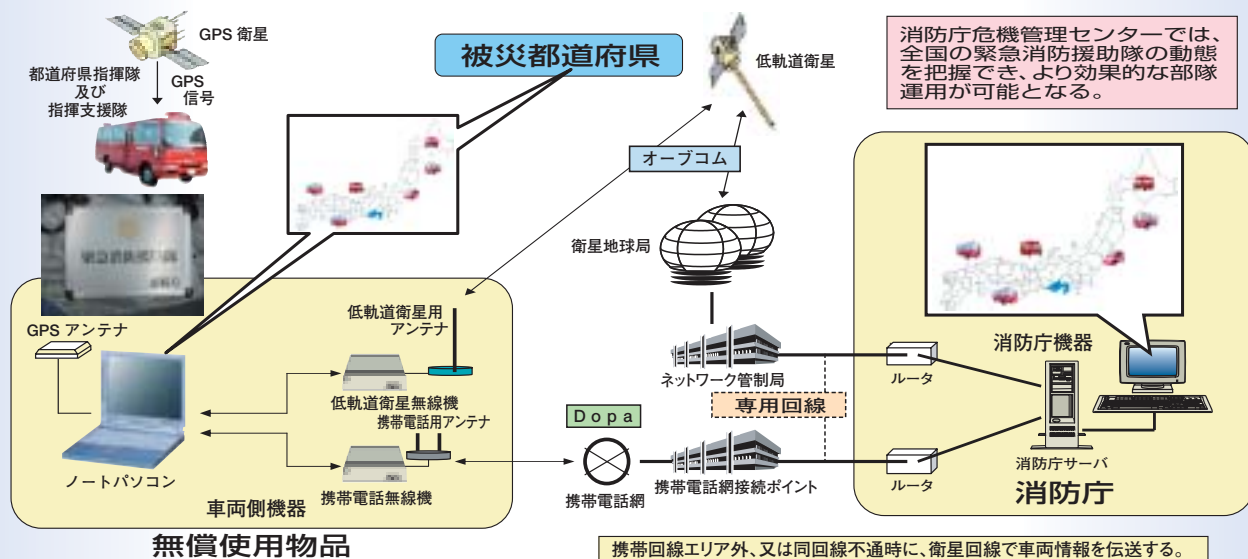


図1 緊急消防援助隊動態システム可搬型端末機器



【実施日】

4月24日 九州・中国・四国ブロック

4月25日 近畿・中部ブロック

4月26日 関東・東北・北海道ブロック

(1) 指定された時間に各都道府県指揮隊及び指揮支援隊は可搬型端末機器をセットアップし移動する。

(出動可能→派遣途上へ。部隊種別は指揮隊)

(2) 移動経路等は参加消防本部が設定し、片道30分位走行する。

(3) 目的地に到着後、動態入力の実施。

(現着→出動可能→災害出動中→現着→災害活動中→現場引揚)

(4) 車両常置位置へ引き揚げ開始、帰署した時点で訓練終了。(現場引揚→帰署途上)

以上の操作を行うことにより、可搬型端末機器の取扱いを習熟する。

○消防庁における訓練実施概要については次の通り。

(1) 訓練参加各隊の部隊設定、動態設定機能、地図表示機能及びメール送信機能等の動作確認。

(2) システム及び機器の操作性や取扱い要領の確認。

(3) 拡大配備に伴うシステムの安定性の確認。

(4) システム運用を円滑かつ効率的に行うための検討事項等の確認。

5. 訓練及び検証結果

(1) 各隊の可搬型端末機器の作動及び操作状況については概ね良好であり、システムは安定して動態情報を表示し、部隊の動態及び位置情報を効果的に把握することができた。



図2 消防庁危機管理センタースクリーン表示状況
(関東・東北・北海道ブロック運用訓練)



図3 消防庁危機管理センタースクリーン表示状況



図4 文字通信状況

(2) 文字通信機能についても良好であった。

(3) 一部可搬型端末機器の自車位置表示に誤差が生じたり、GPS測位が不安定であった。

6. まとめ

本訓練における結果については、概ね当初の予定を達成できたところです。訓練後に参加消防本部から、自車位置表示の誤差や機器の操作性についてなど、システムの向上に対する意見を多く寄せて頂きました。訓練後の報告を受けた機器の不具合については修正を行いつつ、今後は更なる緊急消防援助隊の効果的な活動を支援するために、可搬型端末機器の操作性の向上や機能追加等、システムの改修を検討していききたいと思います。また、緊急消防援助隊出動時の実災害において効果的な活用を行うため、今後、各ブロック訓練等の機会を捉え、定期的に運用訓練及び実証実験を行っていきたく考えていますので、可搬型端末機器配備の消防機関については引き続き実証実験へのご理解とご協力をお願いします。



天草広域連合消防本部
消防長 浦上 政志

藍より青い海「日本の宝島」天草

天草は熊本県の南西部に位置し、人口約14万人、面積約876km²、400～600mの山地が多く平坦部が少ない地形であり、藍よりも青い海(東シナ海や八代海、有明海)に囲まれた大小120余の島々からなる島しょ地域で、海に囲まれた環境と比較的温暖な気候を生かし、漁業、農業を基幹産業として発展してきました。



天草五橋で繋がった天草諸島

16世紀後半、天草にキリスト教が伝来しキリスト教信仰の全盛時代を迎えましたが、キリシタン禁教等を契機とする「天草島原の乱」後は、天領となりキリスト教信者は隠れキリシタンとなって明治期に至った特異な歴史と、天草コレジヨ(大神学校)・日本初の活版印刷などに代表されるキリシタン文化や南蛮文化と称される独自の



白亜の「大江天主堂」

文化を育んできました。また、国内で最大級の肉食恐竜の化石が発見された恐竜の島、阿波踊りや佐渡おけさ等日本各地に広まったハイヤ節の源流といわれる牛深ハイヤなど数多くの観光資源があ

ります。

このような自然や文化などに恵まれた天草は、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点都市としての発展が期待されています。

しかし、一方では少子・高齢化、過疎化が予想以上に進み、また、厳しい財政状況の中、それまで2市13町で構成されていた天草広域連合消防本部は、平成16年に4町が合併し上天草市へ、さらに今年の3月には、2市8町が合併し天草市となり現在2市1町で構成されています。

当本部は、昭和48年4月に天草消防組合として発足、平成13年7月に天草広域連合へ編入。現在、1本部、2署10分署、1分遣所、消防職員217名と、消防団員約4,400名で14万人島民の「安心・安全」を担っています。



防災ヘリとの合同訓練

天草は、九州本土とは橋で繋がっているために地震等により橋が決壊した場合、陸の交通手段は寸断され、他本部からの応援は困難を極めることが予想されます。大規模災害に対し、地元消防団、医師会等の関係機関とタイアップしての総合救急救助訓練や県の防災消防航空隊防災ヘリとの合同訓練など島しょ地域なら

ではの訓練を行っています。

救急業務についても、遠隔地ゆえに防災ヘリ搬送の有効性が叫ばれるようになり、指令課員や現場の救急隊員の状況判断により、3次病院搬送が有効であると判断したならば、現場から防災ヘリ出動要請といった救急の高度化を図っています。

広域再編や消防・救急無線のデジタル化など消防にとって大きな転換期を迎えようとしています。職員一人ひとりが地域住民にとって何がベストかを常に考え、消防・救急サービスの充実に取り組んでいます。

河川・海の油防除講習会を実施

船橋市消防局

船橋市消防局は4月24日から26日まで、河川等への油流出事故が発生した際、迅速な初動体制と的確な油防除活動を行うために財団法人漁場油濁被害救済基金の協力を得て油防除講習会を実施しました。講習会では、油の種類等の基礎的な知識や実際に防除資機材や水槽を活用した油防除・回収の方法等を学びました。船橋市は野鳥等の宝庫である三番瀬を有するとともに、ラムサール条約登録地である谷津干潟を隣接市に持つ環境にあることから、油流出事故に対する更なる体制強化を図っています。



油防除講習会の様子

エレベーターからの救出訓練を実施

岐阜市消防本部

岐阜市消防本部は6月1日と2日、エレベーターからの救出訓練を実施しました。当日は、地震による大規模な停電により、旧岐阜大学病院教育研究棟のエレベーター内に1名(ダミー)が閉じ込められたとの想定で、中・北・南各消防署から指揮隊6隊、救助隊6隊、ポンプ隊1隊の50名が参加しました。訓練では、エレベーター管理会社が到着できない場合や救助に緊急性がある場合などに対応する実践訓練を行いました。訓練終了後は今後の現場活動に活かせるよう、訓練の結果を検証しました。



エレベーターからの救出活動

消防通信

望

楼

ぼうろう

水難災害対応消防訓練を実施

松阪地区広域消防組合消防本部

松阪地区広域消防組合は5月29日、松阪港において水難災害対応訓練を関係機関と合同で実施しました。訓練は、17年に開港した中部国際空港までの海上交通が松阪市からも本年12月に就航されることが決まっていることから、「船舶事故により港内で多数の負傷者が発生した」との想定で消防車9台、救命ボート3艇、防災ヘリ1機が参加しました。当日は、水難災害の即時対応の強化を目的に、災害発生時の指揮統制、水難資機材搬送車両の有効活用、防災航空隊との連携に重点を置いた訓練を実施しました。



水難災害対応訓練の様子

園児を対象に防火勉強会を開催

葛城市消防本部

葛城市消防本部は5月8日から30日にかけて、管内12箇所の幼稚園・保育園の園児(園児996名、保育士96名)を対象に巡回「防火勉強会」を開催しました。勉強会では、署員がプロジェクターを使って「子供の火遊びと花火の遊び方」「水辺での遊び方」等のイラストを映し出して子供たちと対話をしながら火と水の恐ろしさを教えました。本部では、子供の火遊び等による事故を無くすために毎年5月を幼年者への防火教育推進月としており、今後も機会を通じて幼児の防火教育を実施していきます。



勉強会では防火ビデオ(アニメ版)も鑑賞

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防 大学 校 だより



■ 新任消防長・学校長科(第1期・第2期)がスタート!!

消防大学校では、昨年度まで実務講習であった新任消防長・学校長コース(教育期間8日間)を新たに学科として位置付け、「新任消防長・学校長科(教育期間9日間)」として第1期を平成18年5月8日から5月18日まで、第2期を同年5月23日から6月2日までの日程で実施しました。

カリキュラムの内容は、消防本部・消防学校のトップとして必要な知識及び能力を総合的に習得するため、座学においては、行政全般のほか、危機管理、情報保護・報道管理、惨事ストレス、緊急消防援助隊の受援体制など、近年の消防・防災の問題点について積極的にカリキュラムに取り入れました。

また、訓練においては、秩序ある団体行動と厳正な規

律の保持習得のための「訓練礼式」、実践的な訓練を通じて災害時の対応力を高めるため、最新鋭の大規模災害訓練システムを活用し、現地指揮本部と消防本部の様々な役割を体験する「指揮シミュレーション訓練」、災害時の想像力を養うための「状況予測型図上訓練」、及び指揮者としての部隊運用を習得するため東京消防庁支援隊の協力のもと、実際に消防隊を指揮運用する「消防活動指揮訓練」など、災害時における即応能力の向上に重点をおき、各機関の最高幹部として必要な内容の濃い教育を行いました。

今回、消防大学校において学んだことをもとに各消防本部及び消防学校において、大いに活躍をされることを祈念いたします。



訓練礼式



シミュレーション訓練(消防本部)



消防活動指揮訓練(現地指揮本部)

■ 幹部科第1期・救助科第54期成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)	科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
幹部科 (第1期)	山口 至孝	東京消防庁(東京都)	救助科 (第54期)	勝又 英也	裾野市消防本部(静岡県)
	釜田 幹大	姫路市消防局(兵庫県)		稲田 修一	豊田市消防本部(愛知県)
	吉田 雅一	岡山市消防局(岡山県)		脇坂 裕憲	丹羽広域事務組合消防本部(愛知県)
	大石 敦磨	下関市消防局(山口県)		上農 和範	大阪府立消防学校(大阪府)
				杉町 和樹	宇和島地区広域事務組合消防本部(愛媛県)



防災訓練に参加しましょう

～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

応急対策室

我が国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨が発生し、各地で多くの被害が出ています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では6,434人の犠牲者を出し、私たちに災害の怖さと多くの教訓を残しています。また、最近では平成16年の新潟県中越地震や平成17年9月の台風に伴う大雨による九州、東海、北陸、関東をはじめ全国での大規模な風水害の発生、全国各地で年間の最深積雪の記録を更新した昨年12月からの大雪による被害では、戦後3番目となる151名の犠牲者を出すなど多くの自然災害が発生しています。

さらに東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震という大規模地震は発生の切迫性が指摘されています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが効果的です。

防災訓練では、被害想定にもとづいた避難訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、地震体験など、実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応策を身につけることができます。特に、いつ起こるか分からない地震に対する備えは、平日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、防災行動力を身につけましょう。

*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、漫然と参加するのではなく、家族全員で“いざという時どうするか”という心構えで参加体験し、家族みんなが防災について話し合いましょう。

<防災についての話し合いの要点>

- 1 非常脱出口の確保など身の安全に関すること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路の確認など、避難するときのテクニック
- 3 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
- 6 地域住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難前の安全確認
- 8 家族や近隣の人の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険箇所の確認
- 10 行政や消防署の役割、自分たちでできることの確認

<メモ> 9月1日は、14万人以上の死者、44万棟以上の家屋焼失という被害を招いた関東大震災(大正12年)が発生した日です。

花火・火遊びによる火災の防止

予防課

夏の夜の楽しみ“花火”。毎年、子供たちにとって楽しい季節となりました。

しかし、平成17年中、花火による火災は全国で82件発生（前年度より6件増加）しています。夏の風物詩“花火”を楽しい夏の思い出とするためにも、次のことに十分注意しましょう。

- 1 広くて安全な場所を選ぶ！
- 2 風の強いときは花火をしない！
- 3 水バケツを用意する！
- 4 子供だけで絶対に花火をさせない！
- 5 花火は安全な場所に保管する！

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れ、初期消火が困難になり、火災が大きくなる場合があります。

また、平成17年中の花遊びによる火災は1,918件発生しています。これら火遊びによる出火件数を発火源別に見ると、ライターによるものが最も多く、ついでマッチ、花火

等となっています。

親や周りの大人が、次のような点に注意を払いながら、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行いましょう。

- 1 火遊びをしているのを見かけたら注意する！
- 2 子供だけでは火を取り扱わせない！
- 3 子供だけを残して外出しない！
- 4 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教える！
- 5 マッチやライターを子供の手の届くところに置かない！

火災が起こった時、真っ先に危険にさらされるのは子供たちです。子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、日頃から子供たちに火災の恐ろしさと火災予防の大切さを教え、理解させておくことが大切です。

夏休み前にもう一度、子供たちと火の取扱い・火災の恐ろしさについて話し合うようにしましょう。

子供たちだけの
花火はやめましょう。



火遊びはぜったいダメ！



平成18年度消防防災機器の開発及び 消防防災科学論文募集要領

消防大学校消防研究センター

1. 趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主 催

総務省消防庁

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとしします。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1) 以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化しているものは、平成13年4月1日以降のものに限る。）

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成15年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1) 及び(2) とともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。

様式は消防研究センターのホームページをご覧ください。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

① 優秀賞

消防防災機器の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内

② 奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び 消防防災科学に関する論文	2点以内
--------------------------------	------

8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9. 表彰者の発表

平成19年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究センターの機関誌「消研輯報」及び消防研究センターホームページに掲載します。

10. 応募の方法

下記あて先に郵送又は電子メールにて送付のこととします。

11. 受付締切日

平成18年9月29日(金) (郵送の場合当日消印有効、電子メールの場合は締切日までに到着したもの)

12. あて先及び問い合わせ先

総務省消防庁
消防大学校消防研究センター
研究企画部
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号
電話 0422-44-8331(代表) F A X 0422-42-7719

消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp>
メールアドレス hyosho2006@fri.go.jp

第9回全国消防広報コンクール作品募集中

総務課

消防庁総務課では、消防の広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与するため、第9回全国消防広報コンクールを開催することとし、現在、応募作品を募集しています。

応募要領の概要は下記のとおりです。詳しくは、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)をご覧ください。

多くの応募をお待ちしています。

1. コンクール部門及び提出部数

(1) 広報紙部門 (8部)

(2) 広報写真部門

(応募団体の職員が撮影したもの、四つ切サイズ2枚)

(3) 広報ポスター・広報カレンダー部門 (2枚)

(4) ホームページ部門

(主なページ、構成等の分かるものを書面で8部)

※応募作品は、原則として返却しませんので、ご了承ください。

2. 応募基準

(1) 応募団体

全国の消防本部及び消防団

(2) 応募作品

- ① 各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像

権等に関して支障が生じないものに限り、

- ② 平成17年度中に制作・撮影したもの。ホームページ部門は平成18年8月25日時点でインターネット上に公開されているものに限り、

(3) 応募作品数

- ① 広報紙、広報ポスター・広報カレンダー及びホームページ部門は、1団体1作品の応募とします。
② 広報写真部門については、複数応募を可とします。

3. 応募要領

応募作品ごとに「応募作品調書(様式あり)」を1部作成し、作品とともに送付してください。

4. 応募締め切り

平成18年8月25日(金) 当日消印有効

5. 応募先、問い合わせ先

総務省消防庁総務課広報係

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7521

メールアドレス：konda-k@fdma.go.jp

■ 広報テーマ

7月		8月	
① 台風に対する備え	防災課	① 防災訓練への参加の呼びかけ	応急対策室
② 住民自らによる災害への備え	防災課	② 住民参加による防災まちづくりの推進	防災課
③ 石油コンビナート災害の防止	特殊災害室	③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課
④ 電気器具の安全な取扱い	予防課	④ 火遊び・花火による火災の防止	予防課
		⑤ 外出先での地震の対処	防災課

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第179号	平成18年 5月 9日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について
消防危第112号	平成18年 5月 9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について
消防危第113号	平成18年 5月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について
消防予第172号	平成18年 5月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について(通知)
消防予第173号	平成18年 5月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成18年度住宅用防災機器等普及促進事業の実施について
府政防第335号 消防災第190号	平成18年 5月18日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(災害予防担当) 消防庁防災課長	「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」について
消防予第184号	平成18年 5月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の細目を定める件の一部を改正する件」の公布について
消防災第194号	平成18年 5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	風水害対策の強化について(通知)
消防予第211号	平成18年 5月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する告示の公布について
消防予第212号	平成18年 5月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する告示の公布及び特殊消防用設備等の総務大臣認定に伴う関係告示の一部改正について

消防庁人事

平成18年5月31日付

氏名	新	旧
守谷 謙一	辞職(日本消防設備安全センター企画研究部参事 兼 技術部兼 情報通信部へ)	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長

平成18年6月1日付

氏名	新	旧
齋藤 健一	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長心得	大阪市消防局中央消防署

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社